



「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」 2022年 達成状況の報告

： 2022年10月4日

健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025

宣言 1

地域づくり・まちづくりを通じて、
生活していく中で
健康でいられる環境整備に
取り組む自治体を
1,500市町村以上とする。

宣言 2

47都道府県全てにおいて、
保険者協議会を通じて、
加入者及び医療者と一緒に
予防・健康づくりの
活動に取り組む。

宣言 3

保険者とともに
健康経営に取り組む企業等を
10万社以上とする。

宣言 4

加入者や企業への予防・健康づくりや健康
保険の大切さについて学ぶ場の提供、
及び上手な医療のかかり方を
広める活動に取り組む、
保険者を2,000保険者以上とする。

宣言 5

感染症の不安と共存する社会において、
デジタル技術を活用した生涯を通じた
新しい予防・健康づくりに
取り組む保険者を2,500保険者以上、
医療機関・薬局を20万施設以上とする。

「2022年度 保険者データヘルス全数調査」回答結果

● 調査対象：全保険者

● 回答期間：2022年8月5日(金)～9月13日(火)

2022年9月14日時点

調査票		A	B				C
保険者	全体	市町村 国保	健保組合	共済組合	国保組合	協会 けんぽ	広域連合
対象数 (母数)	3,441	1,716	1,385	85	160	48	47
保険者別 回答数	3,332	1,661	1,334	85	157	48	47
保険者別 回答率	96.8%	96.8%	96.3%	100%	98.1%	100%	100%

※小数点以下第2位を四捨五入しています

宣言 1

地域づくり・まちづくりを通じて、
生活していく中で健康でいられる環境整備に取り組む自治体を
1,500市町村以上とする。

達成要件

次の①～③について、すべて行われていること。

- ① 下記の具体的な取組の中から、一つ以上実施すること。
- ② 生活環境に関するデータと健康データの連携等により、①の取組に関する効果検証を行うこと。
- ③ ②の結果を広報媒体を通じて住民へ周知すること。

〈具体的な取組〉

1. 通いの場に参加する高齢者が8%以上となるよう取り組むこと。その際、医師や医療専門職等の活用等、保健事業と介護予防の一体的実施の観点、民間活力との協働の観点、就労・社会貢献の観点を重視すること。
2. 被扶養者の保健事業について、被用者保険からの委託等を通じて、被扶養者が保健事業に参加しやすい環境づくりに取り組むこと。
3. 子ども食堂や子ども広場等、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに取り組むこと。
4. 教育委員会及び学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携して、学校健診情報やデータヘルス計画の情報の利活用等により、学校での健康づくりに取り組むこと。
5. 感染症への不安や孤立、生活様式の変化等に伴うメンタルヘルス不調に対応するため、地域のコミュニティ等を生かした支援を行うこと。
6. 地域の経済団体や非営利団体等による地域の経済活動と連携して、健康で生活できる持続可能なまちづくりに取り組むこと。
7. 歯や口腔の健康は全身の健康に寄与することから、8020運動やオーラルフレイル対策に取り組むこと。
8. 健康増進や疾病予防に向け、地域住民が身近な場で、看護職等から健康相談・療養支援が受けやすい環境づくりに取り組むこと。

宣言 1

地域づくり・まちづくりを通じて、
生活していく中で健康でいられる環境整備に取り組む自治体を
1,500市町村以上とする。

2022年の達成状況

達成した市町村数

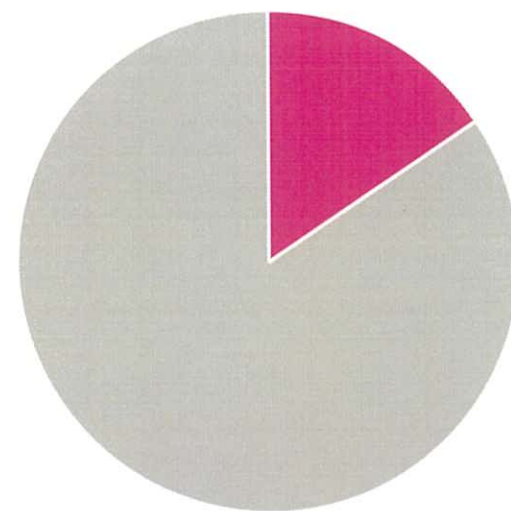
237

市町村

目標

1,500

市町村



達成率

15.8%

宣言 2

**47都道府県全てにおいて、保険者協議会を通じて、
加入者及び医療者と一緒に予防・健康づくりの活動に取り組む。**

達成要件

次の①、②について、行われていること。

- ① 下記の具体的な取組 1～6 を、すべて実施すること。また、具体的な取組 7 及び 8 の中から、一つ以上実施すること。
- ② 4、5 の取組に関する効果検証を行うこと。

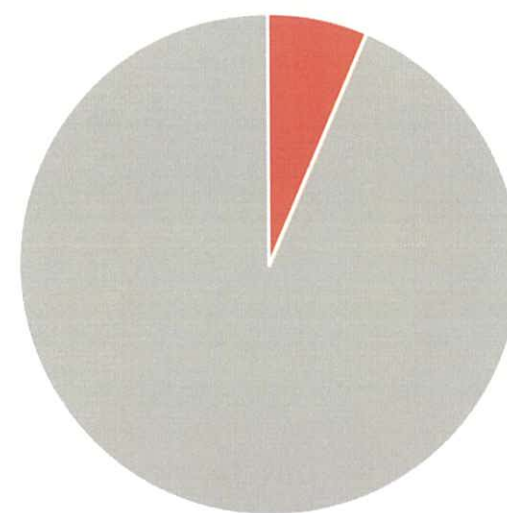
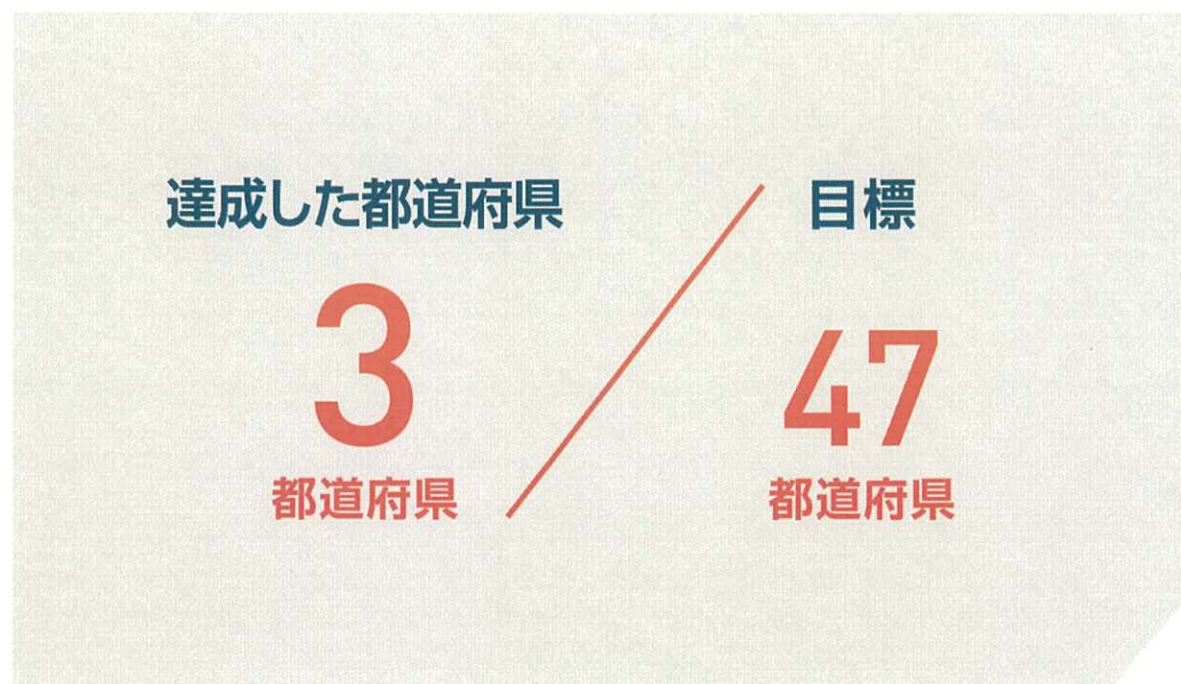
〈具体的な取組〉

1. 特定健診・保健指導の実施率向上に向けて、実施率の高い保険者の取組例の共有や、保険者共同での広報活動を行っていること。
2. 集合契約の連絡調整に加えて、被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施や、保険者でのがん検診等の実施など、健診の魅力を高めるための保険者と医療関係者との連絡調整を広く行っていること。
3. 被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。
4. 加入者のレセプトデータや特定健診・事業主健診データ、利用者属性等を分析して、保険者による地域・職域の予防・健康づくりの取組に貢献すること。
5. 都道府県医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等とともに加入者の健康に関連した社会的課題の把握に取り組んでいること。
6. 保険者が民間委託している保健事業について、成果指標の目標と実績を共有する場を設けていること。
7. 所在地以外に住む加入者や被扶養者等が保健事業に参加しやすい環境づくりを進めるため、特定健診・保健指導以外の保健事業を共同で実施する集合契約を保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。
8. 都道府県と連携して、地域版日本健康会議を開催すること。

宣言 2

47都道府県全てにおいて、保険者協議会を通じて、
加入者及び医療者と一緒に予防・健康づくりの活動に取り組む。

2022年の達成状況



達成率 **6.4%**

宣言 3

保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする。

達成要件

大規模法人においては次の①、中小規模法人においては次の②について、行われていること。

- ① 健康経営優良法人の認定基準を満たすこと。この際、下記の具体的な取組例を参考に、健康経営の発展に資する取組を積極的に実施すること。
- ② 健康経営優良法人の認定基準を満たすこと。または、保険者や商工会議所、自治体等のサポートを得て健康宣言に取り組むこと。

〈具体的な取組例〉

1. 事業主健診の結果を保険者と共有して働く人の健康づくりを進めるなど、コラボヘルスにも積極的に取り組むこと。その際、生活習慣病予防だけでなく、メンタルヘルス等に関する取組も進めること。
2. 健康経営の最重要ステークホルダーである従業員が健康経営の効果を実感できるようにするため、健康上のアウトカムに加えて、アブセンティーズムやワークエンゲイジメントなどの把握を進めていくこと。その際、結果の数字だけでなく経営戦略の中で位置づけた上で、従業員にとっての健康経営の効果を発信していくこと。また、資本市場において健康経営を評価する仕組みや健康に関する投資信託商品等の創出に資するよう、健康と経営の両側面からの効果分析・検証を行い、投資家等のステークホルダーにとって比較可能な形となるよう健康経営に係る情報開示に取り組むこと。
3. 健康経営の拡大のため、自治体等による健康経営の表彰制度や、健康経営を評価する民間主導の第三者認証制度、国際標準の創出の取組に協力すること。
4. サービス・製品の開発や提供を通じて、国民の予防・健康づくりへの貢献に取り組むこと。この際、予防・健康づくりに係る医学的エビデンスを踏まえたガイドラインや、PHR利活用等の新しいヘルスケアサービスの提供に関する事業者ガイドライン等を活用すること。

宣言 3

保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする。

2022年の達成状況



宣言 4

加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供、及び上手な医療のかかり方を広める活動に取り組む、保険者を2,000保険者以上とする。

達成要件

次の①～③について、すべて行われていること。

- ① 下記の具体的な取組例(a)を参考に、加入者や企業へ予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場を提供する取組を一つ以上実施すること。また、下記の具体的な取組(b)の中から、上手な医療のかかり方を広める活動に関する取組を一つ以上実施すること。
- ② 参加者と非参加者との比較等により、①の取組(b)に関する効果検証を行うこと。
- ③ ②の結果を広報媒体を通じて加入者へ周知すること。

〈具体的な取組例(a)〉

1. データヘルス等の取組を通じて、健康保険の大切さや上手な医療のかかり方を加入者に伝える取組を実施すること。
2. 感染症をはじめとした病気の原因とその予防策、抗生物質による耐性菌リスクをはじめとした薬剤の効能や副作用についてセミナーを開くこと。
3. 子供や若者の時からの健康な生活習慣づくりにも配慮した生活習慣病予防、全身の健康にも密接に関連する歯科疾患、とりわけ歯周病予防について学ぶ機会を提供すること。
4. 心の健康づくりについて一人ひとりの気づきと見守りを促す取組を実施すること。その際、ストレスマネジメント等について学ぶ機会を提供すること。
5. 企業が自社製品を通じて、予防・健康づくりに資する可能性について情報提供すること。

〈具体的な取組例(b)〉

1. 生活習慣病の重症化予防に取り組むこと。その際、糖尿病や高血圧症等について、早期からの合併症発症予防・重症化予防に取り組むこと。
2. 薬剤の重複服薬・多剤投与を把握し、医療機関・薬局、訪問看護ステーション・看護小規模多機能型居宅介護事業所等と共同して、ポリファーマシーの防止に努めること。
3. 健康医療相談・セルフケアの推進等を通じて、医療の適正利用（重複・頻回・はしご受診の抑制等）を図ること。
4. 歯や口腔の健康は全身の健康に寄与することから、かかりつけ歯科医へ定期的に歯科受診できる環境を整えること。

※具体的な取組(b)1～3については、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等と連携して取り組むこと。健康保険組合、共済組合及び国民健康保険組合においては、専門職との連携でも要件を満たすものとする。

宣言 4

加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供、及び上手な医療のかかり方を広める活動に取り組む、保険者を2,000保険者以上とする。

2022年の達成状況

達成した保険者数

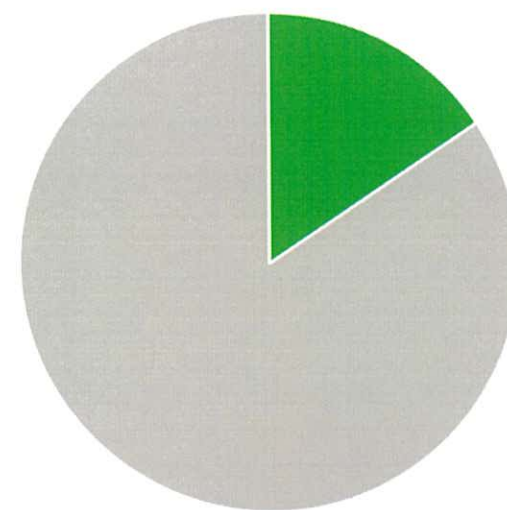
344

保険者

目標

2,000

保険者



達成率 17.2%

宣言 5

感染症の不安と共存する社会において、デジタル技術を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者を2,500保険者以上、医療機関・薬局を20万施設以上とする。

達成要件

保険者においては、次の①～③について、すべて行われていること。

医療機関・薬局においては、④について、行われていること。

- ① 下記の具体的な取組の中から、二つ以上実施すること。
- ② 電子的に本人確認ができるマイナンバーカードを通じてレセプト情報等の診療時利活用を進めるため、以下のすべての指標について達成すること。
 - a) 加入者の個人番号を対前年度比20%以上又は加入者全体の90%以上収集していること。
 - b) 加入者の特定健診等情報のオンライン資格確認等システムへの格納について、閲覧用ファイルを提出する方法を活用していること。
- ③ ①の取組に関する効果検証を行うこと。
- ④ オンライン資格確認に係るシステム（顔認証付きカードリーダー端末等）を導入すること。

〈具体的な取組例〉

1. ウェアラブル端末等により取得したバイタルデータや日常生活データ（運動・食事管理等）、予防接種歴等を収集・活用した予防・健康づくりの取組を実施していること。
2. 民間企業や地方自治体等と協働し、ICTやデジタル技術等（健康に関するアプリケーションなど）を活用した事業に取り組むこと。
3. 特定保健指導において、ICTを活用した初回面接に取り組むこと。
4. 遠隔健康医療相談・オンライン診療の普及に取り組むこと。

※ 4については、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等と連携して取り組むこと。健康保険組合、共済組合及び国民健康保険組合においては、専門職との連携でも要件を満たすものとする。

宣言 5

感染症の不安と共存する社会において、デジタル技術を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者を2,500保険者以上、医療機関・薬局を20万施設以上とする。

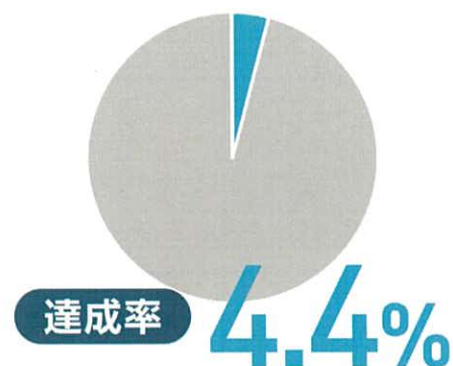
2022年の達成状況

達成した保険者数

109
保険者

目標

2,500
保険者



達成した医療機関・薬局数

64,965
施設 (2022年9月4日時点)

目標

200,000
施設

